

公募型企画競争を行うので、下記のとおり告示します。

令和7年10月27日

札幌市長 秋元 克広



記

1 担当部局

060-8611 札幌市中央区北1条西2丁目

札幌市経済観光局観光・MICE推進部観光・MICE推進課

電話：011-211-2376 メールアドレス：kanko@city.sapporo.jp

2 公募型企画競争に付する事項

(1) 業務の名称

主要観光地への誘導サイン整備に係る調査検討業務

(2) 業務の内容

主な業務は下記のとおり。詳細は提案説明書による。なお、当該業務内容は公募開始時点の予定であり、今後、提案内容や協議により変更する可能性がある。

ア 現況調査の実施

イ 他都市の事例調査

ウ 関係者へのアンケート調査

エ 配置方針の検討

オ デザインの検討

(3) 履行期間

契約締結日から令和8年3月20日（金曜日）まで

3 参加資格要件

札幌市の競争入札参加資格者名簿に登載されており、かつ、次に掲げる(1)～(8)の全ての要件を満たすものであること。

ただし、札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものであっても、次に掲げる(1)～(8)の全ての要件を満たしている場合は、下表に定める必要書面の提出を行うことで、参加の申込を行うことができる。なお、これらの書面は参加申込書と同時に提出するものとする。

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であり、かつその者を代理人、支配人、その他の使用人として使用する者でないこと。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く）等経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 札幌市競争入札参加停止等措置要領に基づく参加停止措置を受けている期間中でないこと。

(4) 事業協同組合等の組合がこの入札に参加する場合は、当該組合等の構成員が、構成員単独での入札参加を希望していないこと。

(5) 札幌市競争入札参加資格者名簿（物品・役務）に登録されていること。

(6) 不渡手形又は不渡小切手を発行して、銀行当座取引を停止された者で、2年を経過しない者でないこと。

(7) 市区町村税、消費税・地方消費税を滞納している者でないこと。

- (8) 札幌市暴力団の排除の推進に関する条例第2条第2号に規定する暴力団員又は同条例第7条に規定する暴力団関係事業者でないこと。

＜札幌市の競争入札資格者名簿に登録されていないものが提出する書面＞

提出書面	備考
ア 申出書	(様式3)
イ 登記事項証明書	※登記は現在事項証明または全部事項証明(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
ウ 財務諸表(直前2期分)	貸借対照表、損益計算書
エ 納税証明書 (市区町村税)	※本店(契約権限を委任する場合は受任先)の所在地の市区町村が発行するもの(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの
オ 納税証明書 (消費税・地方消費税)	※未納がない旨の証明書(その3の3)(写し可) ※参加申込書の提出日から3か月前の日以降に発行されたもの

4 提案説明書の配架及び各書類の提出について

(1) 提案説明書の配架場所

上記1に同じ(配架を希望する場合は要事前連絡)。

なお、札幌市公式ホームページにも情報を掲載している。

<https://www.citv.sapporo.jp/keizai/kanko/news2/r7vuudousign.html>

(2) 質問書の提出(詳細は提案説明書8(2)のとおり。)

令和7年10月30日(木曜日)12時まで、電子メールで受け付ける(電話や来庁による質問は受け付けない。)

(3) 参加意向申出書の提出(詳細は提案説明書8(3)のとおり。)

令和7年11月4日(火曜日)15時必着で、上記1に郵送(配達状況を確認できるものに限る。)又は持参すること。

※ 持参の場合は、平日の9時から17時までの受付とする。提出期限の令和7年11月4日(火曜日)は、9時から15時までの受付とする。

(4) 企画提案書の提出(詳細は提案説明書8(4)のとおり。)

令和7年11月10日(月曜日)12時必着で、上記1に郵送(配達状況を確認できるものに限る。)若しくは持参すること。

※ 持参の場合は、平日の9時から17時までの受付とする。提出期限の令和7年11月10日(月曜日)は、9時から12時までの受付とする。

5 公募型企画競争実施委員会によるヒアリング審査等(詳細は提案説明書9のとおり。)

評価及び契約候補者の選定については、公募型企画競争実施委員会によるヒアリング審査を実施し、最も高い評価を得た提案者を選定し、契約候補者とする。

なお、提案者の数によっては、一次審査(書類選考)を行う場合がある。

- 6 その他
詳細は提案説明書による。